

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

射水市長 夏野 元志

市町村名 (市町村コード)	射水市 (162116)
地域名 (地域内農業集落名)	浅井地区 (西広上、広上、上条、島、堀内、下条、土合)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 1 日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

6つの経営体による担い手への集積率が99%と集積が進んでいるモデル的な地区であるが、担い手の高齢化や人手不足が現実的な課題として挙げられている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

浅井地区北側の5つの経営体で農業用機械の相互利用を進めるとともに、営農条件の統一化を図り、将来的には法人連合体の設立等、地域一体となって営農を継続していくという方向性が打ち出された。
また、南側にある農事組合法人あしつきの郷では専従者を雇用し、園芸作物の導入などにより市内でも有数の「経営が成り立つ農業」を実践しており、新たな知見を深めながら営農を継続していくという方向性が打ち出され

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	258 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	257 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・特になし
(2)農地中間管理機構の活用方針
・すべての経営体が農地中間管理機構を活用している。
(3)基盤整備事業への取組方針
・特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・県やJA、射水市農業再生協議会等の関係機関が連携し、とやま農業未来カレッジの卒業生等の就農希望者に対する就農相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②化学肥料・化学合成農薬の原則5割以上低減する取組と合わせてカバークロープの取組を実践する。
 ③作業の省力化、効率化に向けてスマート農業の導入を進める。
 ⑤当地区で栽培している果樹(桃)は県内最大面積を誇っているが、更なる産地化に向け樹園地の拡大を検討する。
 ⑧法人の統合と合わせて新規投資(カントリーエレベーター)を検討する。